

令和6年4月5日

高松市議会議長 殿

氏名 橋本浩之



政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり令和5年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 1,200,000 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金額	摘要
1 研究費	463,949 円	内訳別紙のとおり
2 研修費	118,520 円	〃
3 広報費	21,818 円	〃
4 広聴費	円	
5 要請・陳情活動費	円	
6 会議費	円	内訳別紙のとおり
7 資料作成費	208,690 円	〃
8 資料購入費	18,722 円	〃
9 人件費	128,301 円	
10 事務所費	240,000 円	

3 残額 〇 円

注

1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。

2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員 橋本浩之

項 目		内 訳	金額 (円)	項 目		内 訳	金額 (円)
1	調査研究費	1 交通費	247,096	6	会議費	1 会場借上げ料	
		2 宿泊費				2 出席者負担金	
		3 委託料				3 会費	
		4 その他費用	216,853			4 交通費	
2	研修費	1 会場借上げ料				5 宿泊費	
		2 講師謝金				6 その他の費用	
		3 出席者負担金		7	資料作成費	1 印刷製本費	376
		4 会費	10,000			2 委託料	
		5 交通費	90,920			3 事務用品購入費	189,992
		6 宿泊費	17,600			4 事務機器賃借料	743
		7 その他費用				5 その他の費用	17,579
3	広報費	1 広報紙等印刷費	20,706	8	資料購入費	1 図書購入費	18,722
		2 広報紙等送料	287			2 資料等購入費	
		3 会場借上げ料				3 その他の費用	
		4 湯茶代		9	人件費	1 給料	126,678
		5 その他の費用	825			2 賃金	
4	広聴費	1 会場借上げ料				3 労働保険等保険料	1,623
		2 印刷費				4 その他の費用	
		3 湯茶代		10	事務所費	1 賃借料	240000
		4 その他の費用				2 維持管理費	
5	要請・陳情活動費	1 交通費				3 備品購入費	
		2 宿泊費				4 事務用品購入費	
		3 その他の費用				5 事務機器賃借料	
						6 その他の費用	

令和5年度 政務活動費（自由民主党議員会 会派共通経費） 金銭内訳票

高松市議会議員 橋本 浩之

No. 7

項 目	内 訳	金額（円）	摘 要（円）
1 調査研究費	4 その他の費用	1,388	インターネット接続料
3 広報費	1 広報紙等印刷費	20,706	たかまつシティ印刷代
	2 広報紙等送料	287	たかまつシティ郵送料
	5 その他の費用	625	たかまつシティ折り代
7 資料作成費	1 印刷製本費	376	会派封筒作成費
	3 事務用品購入費	10,022	パソコン・パソコン周辺機器購入費
	4 事務機器賃借料	743	デジタル複合機リース料
	5 その他の費用	17,579	複合機プリント代金、振込手数料
8 資料購入費	1 図書購入費	18,722	新聞代、住宅地図購入代
9 人件費	1 給料	126,678	給与・賞与
	3 労働保険等保険料	1,623	雇用保険料・労働保険料
政務活動費（自由民主党議員会 会派共通経費）支出合計		198,949	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1- (1)	領収書総額	34,900円
使途内容	視察（彦根市）交通費及び宿泊費 7/24～7/25	按 分 率	1 / 1
		政務活動費 支 出 額	33,900円
備 考	宿泊代のうち朝食料金1,000円を除く (領収書等貼付欄)		

BA No.107443

領 収 証

2023年07月21日
(230724-410005)

高松市議会自由民主党議員会
橋本 浩之 様

金額

¥ 34,900 ※

但し JR代金、ご宿泊代金として(税込)

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000008100 予約No. 65066

観光庁長官登録旅行業第2451号
高松商運株式会社
市内営業所営業一課

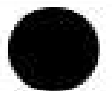
〒760-0028
香川県高松市鍛冶屋町
3番地
香川三友ビル1階
TEL:087-802-5151

FAX:087-802-5152

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

担当者印



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 — 1	領収書総額	8,800円
使途内容	調査研究 交通費	按 分 率	1 / 6
		政務活動費 支 出 額	1,466円
備 考	視察先における移動に要するタクシー代 6人利用		

中村順一
佐藤好裕
小笠原謙博
坂下且人
堀本浩之
辻正孝

領収 収 証
No.9648

日付 '23年07月24日
車番 123590 000
基本運賃 ¥3000円
合計 ¥3000円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

長浜営業所
長浜市西上坂町1-2-8
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収 収 証
No.0502

日付 '23年07月24日
車番 123580 000
基本運賃 ¥3000円
合計 ¥3000円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

長浜営業所
長浜市西上坂町1-2-8
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収 収 証
No.6635

日付 '23年07月24日
車番 027970 000
基本運賃 ¥900円
合計 ¥900円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

彦根営業所
彦根市安清町1-1-40
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収 収 証
No.9352

日付 '23年07月24日
車番 027080 000
基本運賃 ¥900円
合計 ¥900円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

彦根営業所
彦根市安清町1-1-40
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収 収 証
No.2452

日付 '23年07月24日
車番 028030 000
基本運賃 ¥500円
合計 ¥500円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

彦根営業所
彦根市安清町1-1-40
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収 収 証
No.5697

日付 '23年07月24日
車番 023610 000
基本運賃 ¥500円
合計 ¥500円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI
近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-5番1

彦根営業所
彦根市安清町1-1-40
0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
付につき
税務署承認済

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - 1	領収書総額	21,120円
使途内容	調査研究 交通費	按 分 率	1 / 6
		政務活動費 支 出 額	3,520円
備 考	視察先における移動に要するタクシー代 6人利用		
(領収書等貼付欄)			

市町順一
佐藤太郎
小は更清博
吸マ五人
藤平浩之
辻正房

領 収 証
No.3905

日付 '23年07月25日
車番 027690 000
基本運賃 ¥3000円

合計 ¥3000円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI

近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-3番1

彦根営業所

彦根市安清町11-40

0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
につき添
付承認済
税務署

領 収 証
No.6613

日付 '23年07月25日
車番 027760 000
基本運賃 ¥3000円

合計 ¥3000円

上記の通り領収致しました
いつもあなたのおそばに
安心とサービスの

OHMI

近江タクシー株式会社

滋賀県彦根市安清町1-3番1

彦根営業所

彦根市安清町11-40

0570-02-0106

印紙税申告納
紙税申告納
につき添
付承認済
税務署

領 収 証

毎度ご乗車ありがとうございます。

NO.004
車両番号 京都-300-あ-2876号
2023-07-25 15:41

乗車料金

¥15,120-

消費税含む

上記の通り正に領収いたしました。



MKタクシーGroup

エムケイ株式会社

〒601-6432

京都市南区西九条東島町63-1

コールセンター 075-778-4141

(24時間) 0774-53-5489

お忘れ物 075-555-3132(代)

支払内訳
現金

¥15,120

政務調査活動記録票

氏 名 橋 本 浩 之

年 月 日	令和5年7月24日～25日
場所	〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 Tel : 0749-30-6130 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4 Tel : 075-451-4111 〒616-8163 京都府京都市右京区太秦西蜂岡町9 Tel : 075-862-5012
相手方	滋賀県彦根市観光交流課 課長補佐 様 要望書提出先 文化庁長官 様 東映株式会社 京都撮影所 製作部長 様
目的・内容・結果等	目的：彦根城を生かした観光誘客の取組について 内容：彦根の歴史として、 安土桃山時代（戦国時代）においては、東山道・東海道・北陸道の結節点＝上洛の要衝地。隣接境目の城は、佐和山城（石田三成による城下町整備） ＜関ヶ原の戦い→井伊直政佐和山城入城＞ 江戸時代 彦根城築城（佐和山城・大津城・小谷城などから移築） 三重の天守・各櫓・石垣→軍事的防衛施設 表御殿（能舞台・茶室）下屋敷（庭園）→政治・文化的施設 城下町の整備→三重の廻により4つに区画 武家屋敷・町人区・足輕組屋敷 徳川幕藩体制のもと彦根藩は、井伊家35万石の城下町として発展。 観光客の概要 ○地域分布としては、近畿圏35%、東海圏26%、関東20% その他12% ○交通手段は、自家用車・バイクが60%、JRが31%、貸し切りバス2%。特に休日は自家用車・バイク利用者が多い

○来訪回数は、1 回目が 6 0 %、2 回目 2 0 %、3 回目 9 %、4 回目以上が、1 1 %

○年齢分布は 50 代が 2 4 %、60 代が 2 3 %で、10 代の 2 %を除くとそれ以外は、1 0 %前後となっている。

観光入込客数

令和 4 年（2022 年）

○観光入込客数は、240.4 万人

・日帰り客数：1 8 1.5 万人（7 5 %）

・宿泊客数：5 8.9 万人（2 5 %）

○彦根城入山者数 5 2 万人

○観光消費額 1 1 7 億円

・日帰り客単価：6,148 円

・宿泊客単価：31,771 円

○外国人観光客

令和 4 年（2022 年）

・外国人観光入込数 10,689 人

日帰り客数：8,636 人

宿泊客数：2,053 人

※国別では、例年台湾からの観光客が多い。又、東アジア地域からの観光客が多い。中国本土は少なかったが、香港から来彦。欧米では、米国、ドイツ、フランス、英国など。中東はほとんどなかった。

※彦根市観光振興計画を平成 28 年 3 月に策定している。

「21 世紀型城下町・彦根の創造」

○観光振興施策の概要

平成 30 年度(2018 年)決算額：292,485 千円

令和 1 年度(2019 年)決算額：270,073 千円

令和 2 年度(2020 年)決算額：321,608 千円

令和 3 年度(2021 年)決算額：251,919 千円

令和 4 年度(2022 年)決算額：320,014 千円

令和 5 年度(2023 年)予算額：323,798 千円

○組織体系(令和 5 年度) 令和 4 年度の、1 つの課を 2 課に

・観光交流課(常勤 9 名)他課在籍兼務 2 名。

・エンタテインメント課(常勤 7 名)他課在籍兼務 2 名。

※ひこにゃんブランド推進室、彦根フィルムコミッション室を含む。映画、ドラマのロケ地、誘致に多数成功する。

	○彦根商工会議所・彦根観光協会との協力 ○観光振興施策の概要 1 彦根市観光の PR と情報発信 お城 E X P O、ひこにゃん出演イベント 2 外国人観光客誘致の取組 アラブ圏(富裕層ターゲット、ハラル対応、礼拝室モスク) 3 城下町観光の推進(周遊促進) ・ご城下巡回バスの運行補助、ボランティアガイド育成補助(無料ボランティア、英語対応：交通費 1,000 円は必要) ・映画などのロケ支援 フィルムコミッション室で撮影支援 放映後のロケ地巡りの場所としての観光誘致 「レジェンド&バタフライ」「パッド・ランズ」「るろうに剣心」など 4 ひこにゃんの活用 5 広域観光の推進 お城 E X P O ブース出展 6 イベントの実施 結果：人口わずか 11 万 1 千人の彦根市が、観光入込客数、コロナ禍において 240 万人(R4)、彦根城入山者数は、52 万人。 対して、令和 4 年の香川県の主要観光地の入込客数は、栗林公園が 50 万人、屋島が 58 万人、琴平が 176 万人、玉藻公園が 8 万人。ここに、高松城の天守が再現されれば、栗林公園や屋島を超える入場者数も見込めると考えます。入場料を仮に 1,000 円とした場合、50 万人で 5 億円、100 万人で 10 億円となり、建設費の回収も早期に見込める為、文化庁への要望活動をより一層進め、高松はもとより、香川、四国の観光コンテンツの強化に資する高松城の復元的整備を確実なものとするため進めていきます。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (1) (2)	領収書総額	71,670 円
使途内容	視察(宇都宮市) 交通費及宿泊費 7/2 - 7/4	按分率	1/1
		政務活動費 支出額	69,670 円
備考	宿泊代のうち朝食料金2,000円を除く		

BA No 107529

領 収 証

2023年07月05日
(230712-510004)

橋本 浩之 様

金額	¥ 71,670 ※
----	------------



但し 2023/07/12発 ご旅行代金として(税込)

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000007992 予約No 64407

観光庁長官登録旅行業第245号

高松商運株式会社
市内営業所営業二課

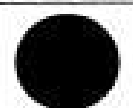
〒760-0028
香川県高松市鍛冶屋町
3番地
香川三友ビル1階
TEL:087-822-2323

FAX:087-802-5152

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

担当者印



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (1)	領収書総額	3,000 円
使途内容	視察(宇都宮市) 馬主車料金	按 分 率	1/1
		政務活動費 支 出 額	3,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

高松空港駐車場

橋本浩之

登録番号 T54700010016522

令和 4 又 改正

計算機 405 A 精算No.000088
 発券機 401 発券No.054575
 入庫時刻 2023年 7月12日(水) 08:28
 精算時刻 2023年 7月14日(金) 19:37
 駐車時間 2日 11:09
 駐車料金 A料金 3,000円
 =====
 合 計 3,000円
 (内税10%対象額 3,000円)
 現金領収額 3,000円
 お預り 3,000円
 お釣り 0円

合計は消費税率10%対象です。
 またのご利用をお待ちしております。

政務調査活動記録票

氏 名 橋 本 浩 之

年 月 日	令和5年7月12日
場所	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL028-632-2100
相手方	宇都宮市 総合政策部 人口対策・移住定住推進室 ■■■■室長 宇都宮市議会事務局 ■■■■次長、■■■■主任書記
目的・内容・結果等	目的：シティプロモーションの取組について ・「宇都宮ブランド戦略指針」の策定の目的と概要 ・シティプロモーションを推進するための庁内の態勢 ・「宇都宮ブランド推進協議会」の役割と活動内容 内容：「宇都宮ブランド戦略指針」の策定経緯 【都市ブランド戦略が求められる背景】 ○人口減少社会の本格的な到来により都市間競争が激化 ・人や企業から「選ばれる都市」になることが必要 ※「選ばれる都市」になるためには、都市全体の魅力や価値を高める(都市のブランド化)とともに、それを確実に認識してもらうための継続的な活動(都市ブランド戦略)が必要 認知・信頼・愛着のステップに合わせて、指標と目標値を設定 例：餃子以外の魅力を知っている市内と市街に分けて調査&評価 「宇都宮ブランド戦略の推進体制」 令和4年度までの体制は 庁内：宇都宮ブランド戦略統括本部 庁外：宇都宮ブランド推進協議会 令和5年度からは、宇都宮ブランド推進協議会を意見聴取機関として位置づけるとともに、既存組織から、機動的に実働を担う、市、商工会議所、観光コンベンション協会を分化し、新たに事業

実施機関として「宇都宮ブランディングアライアンス」を設立した。

宇都宮ブランド戦略の進め方

ステップ1：宇都宮の魅力を理解する「認知」の獲得を目指す

ステップ2：体験や参加、発信など自分ゴト化を通じて、宇都宮の地域資源や暮らしの良さへの理解を深めてもらうことにより、宇都宮に良いイメージを持つ「信頼」の獲得を目指す。

ステップ3：「認知」と「信頼」の取組をブラッシュアップしながら継続することにより市民が宇都宮に誇りを持ち、「住み続けたい」「他の人に薦めたい」と思うとともに、市外の人が宇都宮に憧れを持ち、「住んでみたい」「会社を置きたい」と思える「愛着」の獲得を目指す。

宇都宮ブランド戦略に基づく取組

認知や信頼を増やす為に、様々な取組をするのだが、圧巻なのが、市民参加であったり、企業・団体が参加して行う愉快事業である。

市民参加の仕組み

- ・市内外を問わず、宇都宮が好きで、PRしたり、盛り上げたい気持ちがある人を、愉快市民に認定する取組。(愉快市民証・ピンバッジを贈呈)

- ・誇れる宇都宮愉快市民

宇都宮市出身で等で、国内外で活躍するなど知名度が高く、かつ発信力が高い方を「誇れる愉快市民」に任命し、宇都宮の魅力のPRに協力を頂く取組。

企業・団体の参加の仕組み

- ・オリジナル愉快ロゴマークの活用(1,366個)

宇都宮市内の企業・団体が、ブランドメッセージ「住めば愉快だ宇都宮」の頭3文字と色を自由に組み合わせて使用できる、オリジナル愉快ロゴマークの取組

- ・25日は愉快の日(愉快ショップ105店)

毎月の25(ニッコリ)日を「愉快の日」とし、楽しいサービス(割引、特典等)を提供して頂ける店舗を「愉快ショップ」に認定する取組。

	愛着：移住定住の取組 ・移住定住相談窓口「miya come(ミヤカム)」の開設 ・移住体験事業等の実施 ・移住イベント等への参加(ふるさと回帰フェアなど) ・宇都宮市独自の移住に使える支援制度 1. フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助 R3 年度～市外企業でテレワークを行う方への補助を加算 2・マイホーム取得支援事業補助金 R3 年度～市外企業でテレワークを行う方への補助を加算 3. 宇都宮市結婚新生活支援事業 R5 年度～補助額を拡充 4. 東京圏通勤・通学費補助制度 R5 年度、新設 結果：これからのシティプロモーションの推進に欠かせないのは、大きく言うと、シビックプライドの醸成であり、宇都宮ブランド戦略の進め方にある。「認知」「信頼」「愛着」3つのステップに集約されている。秀逸なキャッチコピーのロゴマークを市民や企業が自由に使って、自らが率先して、魅力を発信していく機運を醸成していく。まずは、「瀬戸の都・高松」のロゴマークの一新から始めたい。
備 考	

政務調査活動記録票

氏 名 橋 本 浩 之

年 月 日	令和5年7月13日木曜日
場 所	〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 TEL 044-200-2252
相 手 方	川崎市 総務企画局シティプロモーション推進室 ■■■■■ 室長 川崎市 総務企画局シティプロモーション推進室 ブランド戦略担当 ■■■■■ 川崎市 総務企画局ブランド戦略担当 ■■■■■ 課長 総務企画局ブランド戦略担当 ■■■■■ 係長
目的・内容 ・結果等	目的：「シティプロモーションの取組について」 ・川崎市シティプロモーション戦略プランの概要と推進状況 ・シティを推進するための庁内の態勢 内容：川崎市シティプロモーション戦略プラン 【基本方針】 ・川崎は、ここに特色のある地域、また市民・事業者等による多種多様な取組や活動の集合体であるからこそ、多面性のある魅力的なまちとなっており、この特徴を生かす。 ・各地域の市民が“自分たちのまちとはどのようなまちか”と“川崎とはどのようなまちか”の両方を認識し、語れるようになる。 ・魅力発信は市内向け/市外向けともに重要であり、行政、市民、企業、団体など多様な主体が、それぞれの活動の特徴を生かした発信を行うとともに、相互が連携して実施する。 【目標】 ○市民の「川崎への愛着・誇り(シビックプライド)」の醸成 ○川崎の対外的な認知度やイメージの向上 川崎市に対するイメージとして「治安が悪い」が一定の割合で選ばれていることを課題としてとらえ、治安に関するイメージについて深堀調査を実施。

	<u>第3次推進実施計画(ガイドライン)の策定趣旨</u> 新しい生活様式の定着により、“人が集まる場”で自然発生するコミュニティが形成されづらくなってきたことに伴い、より能動的に「参加したい」コミュニティを探す傾向や社会課題への関心が大きく高まるなど価値観が変化している。こうした社会の変化にいち早く対応し、第3次推進実施計画では、「共感」を重視したシティプロモーションを展開していく。多様性をまちの価値としたブランドメッセージ「Colors,Future!いろいろって、未来。」が様々なまちの活動に内在していることをプロモーションで表現し、市民と共に取り組むことで、「誰もが自分らしくいられることで、都市や人の可能性を広げる」社会を目指す川崎への共感をあらゆる場面で喚起していく。 ○小学校教材等の作成による子どもたちへの浸透を図る機会の創出 結果：シティプロモーションを構成する重要要素としては、ブランドメッセージの活用と市制100周年に向けたスペシャルサポーター制度の活用、そして市民・市民活動、民会事業者との連携による、情報発信や近隣自治体との連携が大切。 そして、特筆すべきは、庁内体制強化として、職員一人ひとりの広報力向上に向けて研修内容の充実、広報の手引き、広報の基本方針の活用することによって、職員一人ひとりが広報マンとなってメッセージを発信していく取組が、すべてを好循環の流れを作っている。 本市においても、職員一人ひとりが広報マンとなるべく、意識改革を促していくべく、取り組みをしていきたい。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	(1) (2) (4)	領収書総額	160,100 円
使途内容	視察(由利本庄市) 交通費及び宿泊費	按分率	1/1
		政務活動費 支出額	135,540 円
備考	156,500円のうち131,940円計上 と 駐車料金 3,600円		
(領収書等貼付欄)			

領 収 証

No 026676

橋本浩之 殿

金	千	百	十	千	百	十	円
	1	5	6	5	0	0	

但し 8/27 由利本庄市方面
旅費17

毎度お引立を賜わり有難うございます
上記の通り正に領収致しました

令和 5 年 8 月 24 日

株式会社 大川観光

- ☐ 本社 高松市丸の内5-5
電話 (087) 851-0681
- ☐ 長尾営業所 香川県さぬき市長尾西1061
電話 (0879) 52-2521

高松空港駐車場

橋本浩之

登録番号 15470001016922

金額 44 圓正

精算機 #05 A 精算No.000175
発券機 #02 発券No.067928
入庫時刻 2023年 8月25日(金) 06:21
精算時刻 2023年 8月27日(日) 20:31
駐車時間 2日 14:10
駐車料金 A料金 3,600円
=====
合 計 3,600円
(内税10%対象額 3,600円)
現金領収額 3,600円
お預り 4,000円
お釣り 400円
合計は消費税率10%対象です。
またのご利用をお待ちしております。



由利専任市等視察旅費

156,500円のうち131,940円計上

経費区分	内訳	金額（円）	区分計（円）
1-1	航空運賃 高松－秋田 往復	68,000	95,240
	バス代	26,780	
	由利高原鉄道運賃	460	
1-2	8月25日 宿泊代（食事代除く）	18,850	29,700
	8月26日 宿泊代（食事代除く）	10,850	
1-4	8月26日 鳥海山本のおもちゃ館視察入館料等	1,000	7,000
	8月26日 大曲花火観覧料	6,000	
	計	131,940	

政務調査活動記録票

氏 名 橋 本 浩 之

年 月 日	令和5年8月25日～26日
場 所	〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地 Tel : 0184-24-6386 〒015-0363 秋田県由利本荘市町村字鳴瀬台 65-1(旧鮎川小学校) Tel : 0184-74-9070
相 手 方	由利本荘市観光文化スポーツ部 観光振興課 [REDACTED] 課長、施設班 [REDACTED] 主査 <u>島海山・飛鳥ジオパーク推進協議会</u> <u>事務局次長兼主任研究員 [REDACTED] 参</u> 島海山 木のおもちゃ館
目的・内容 ・結果等	目的:「ジオパークなど地域資源を活用した観光プログラムの開発による観光誘客の取組について」 内容: <u>①ジオパークなど地域資源を活用した観光プログラム開発による観光誘客の取組の概要について</u> 日本にはいくつジオパークがあるのか? 「日本ジオパーク」は46地域 その中の10地域が「ユネスコ世界ジオパーク」 (7地域が準備中) そもそも何故「ジオストーリー」が必要なのかということ。 地学的現象やプロセスだけを語られても、ツーリズム的には、ちっとも面白くない(石で金儲けはできない)。 そこで、普段目にする身近なモノ・コトが、地球に関する現象やプロセスと関わっている事に気づけば、そのモノ・コトが違って見えてくる! →そして、今までにないツーリズムの提供に繋がっていく。 (例)法体の滝に関する観光情報

- ・高さ 57.3m の三段の滝
- ・滝の下部ほど広くなる“末広がり”の形をしているので、縁起が良い
- ・滝の名前は、弘法大師(空海)が滝を見ていたら、そこに現れた不動明王の化身が“ほったい”と言ったことに由来(その後、洞窟で修業したという)

4

ジオパークの観望点

- ・弘法大師(空海)が見とれて、思わず修業したくなってしまう滝はなぜここにあるのか？

【滝を作るために必要なもの】

川と段差

《みんな大好き！ジオパーククイズ》

【川って、どうやってできるの？】

雨水や雪解け水が地下にしみこむ量より、降る量の方が多いれば、地表に水がたまる。そこが斜面であれば川ができる。

【この段差は、どうやってできたの？】

(法体の滝の場合)この場所まで鳥海山から溶岩が流れて来て、ここで止まってできた。



弘法大師がもたらした地域への影響

法体の滝がある地域の地名一百宅(ももやけ)

地元の翁が「この地域は家がも軒しかない」と言ったことに対し、弘法大師が「ここは百軒の家が建てられるほど豊かな場所だ」とコメントしたことが地名の由来(もしくは「柴笹村」という呼び名がさみしいから、「百宅村」と言ったらいい」と進言したとも)。

つまり、
法体の滝がなかったら、集落の名前も違っていたかもしれない！

又、栗林公園のホームページにある『園内見どころMAP』を使
っては、『栗林公園はミシュラン・グリーンガイド・ジャポンに
掲載され「わざわざ旅行する価値がある」を意味する三つ星・
★★として紹介されました。また「栗林公園の松」と「掬月亭」
は二つ星★★、「優月橋」と「飛来峰」は一つ星★で、全てあわ
せると栗林公園は九つ星なのです!!』とあります。

これにジオパークの着眼点を加えると

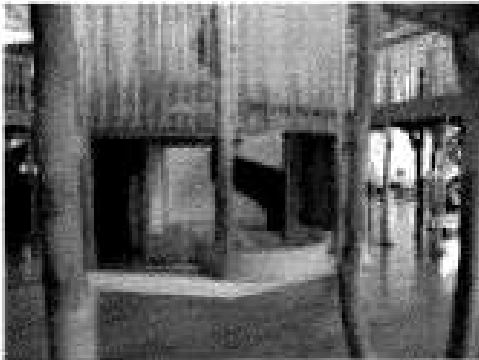
夫婦松の脇にある、一枚岩の石橋は、約1,400万年前の安山岩
で、日本海をつくった右の仲間。又、三枚の板状の石を並べて
架けられた石橋は、約1億年前に形成された変成岩(緑泥変岩?)
プレートが日本列島の下に突っ込むことによってできたとの事
です。

ジオストーリーを作りやすい素材としては、自然景観、植物・
動物、微生物、地名、寺社仏閣・修験道(信仰)、農海産物、伝統
食、考古学的素材などがあり、土地利用や現代的景観、どこに
でもある産物や食べ物も対象となることもあるようです。歴史
的事象、自然災害、郷土の偉人がやったこと、加工品、国際的
な事柄、民話や言い伝え、芸術作品などもケースバイケース。

結果：「ユネスコ世界ジオパーク」は、ハードルが高いが、ジオ
パークは既に観光資源化されているものに別の視点を加
えて価値を付加する事によって設定できる。ジオパーク
のマップなどをジオパークパートナーの店に設置しても
らうとか、JRの駅のホームにジオパークの広告、郵便ボ
ストにジオパークオーバーラッピングを施すなどして、
地域、住民全体で受け入れ態勢を整備して観光資源化し
たジオパークを上手に活用して観光を活性化していきた
い。

島海山 木のおもちゃ館は、国登録有形文化財「旧鮎川
小学校」をそのままの形で残しながら、2018年7月に設
立され、館内には、地元産の木を使ったおもちゃや大型
遊具を設置し、子供から大人までが楽しめる木のぬくも
りあふれる校舎となっている。体育館では、中央にそび
えたつ「ちょうかいタワー」や「木のどんぐりボール」、

	「遊びのこべや」は、ほとんどに秋田県産材を使用しているとの事です。「もりのなかにわ」にも滑り台やボルダリングなど遊具がいっぱいでした。民具特別展示室やゆきぐにの民具展示室には、大人にとって懐かしく、子供にとっては見たことがない生活用具や農業・漁業の道具が展示されている。まさに多世代交流が盛んにおこなわれている。何といても元の小学校の趣を残しつつ、木のぬくもりや温かさを直に感じつつ時間を忘れて過ごすこの空間は、やはり、地元、高松市においても伐採期を迎えた市有林の有効活用を生かす施策の方向性と一致していると言える。 又、大曲の花火は、8月26日に開催されましたが、全国花火競技大会として、昼花火の部、夜花火の部と分かれて、参加28社の花火業者により、特に夜の部では、10号玉・芯入り割物、10号玉・自由玉、創造花火で競われますが、創造花火は、秋田県大仙市が発祥の地です。花火師の創造性・独自性を追求した花火業者の戦いらしくそれを観覧しようと全国から60万人と言われる観光客の大半が、河川敷の有料観覧席を購入しています。高松まつりの花火大会は、今年も観覧エリアの確保が困難となったことから、規模を縮小して開催されました。3,000発10分間とあまりにも残念な結果となってしまいました。来年の花火大会は、是非とも観覧席に関しては、有料の観覧席の導入も含め、四国の花火大会はやはり、高松だよねと言われるように、当局に訴え、充実したものになりたいです。
備 考	





政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - 4	領収書総額	8,400円
使途内容	調査研究 施設入場料	按 分 率	/
		政務活動費 支 出 額	1,200円
備 考	彦根城等の観覧料のうち1名分		

(領収書等貼付欄)

№ 000827

領 収 書

令和5年7月24日

高松市議会 自民党様

¥ 8,400-

ただし ☒ 彦根城 観覧料として 一般
☒ 彦根城博物館 観覧料として @ 1,200 × 7人
☒ 玄宮園 観覧料として 小中学生
☐ 茶室利用料 として @ × 人
☐ お抹茶セット 代として
☐ その他 () として

上記正に領収いたしました

彦根城運営管理センター

中村 順一 佐藤 好邦 小比賀 勝博
坂下 亘一 橋本 浩之 辻 正彦

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (4)	領収書総額	49,590	円
使途内容	前年度3月 ガソリン代	按分率	1/2	
		政務活動費 支出額	24,795	円
備考				

(領収書等貼付欄)

コード
No

□ No 0011-34

領 収 証

橋本浩之 様

金額											円
(消費税を含む)			4	9	5	9	0				

但し

上記の金額正に受領しました

5 年 4 月 6 日

収 入

印 紙

お買上げ先

お買上げ先

お 金 庫

お 金 庫



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町38-3

TEL. 087 (889) 0640



社印及び領収印
両方あることが必要です

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (4)	領収書総額	114,218 円
使途内容	4, 5月分ガソリン代	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	57,109 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

コード
No

L No 0080-24

領 収 証

鈴木浩之 様

金額 (消費税等含む)									

但し

上記の金額正に受領致しました

5 年 5 月 5 日

お買上げ様

消費税率

現金

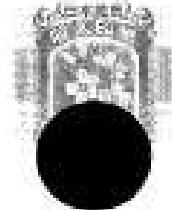
小切手



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町38-3

TEL. 087 (889) 0610



印字及び捺印は必ずしも必要です

コード
No

L No 0016-35

領 収 証

鈴木浩之 様

金額 (消費税等含む)									

但し

上記の金額正に受領致しました

5 年 6 月 10 日

お買上げ様

消費税率

現金

小切手



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町38-3

TEL. 087 (889) 0610



印字及び捺印は必ずしも必要です

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (4)	領収書総額	100,318 円
使途内容	6. 7月分サツリン代	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	50,159 円
備 考			

(領収書)

コード
No

L N0 0020-28

領 収 証

橋本浩之 様

金額 (消費税等含む)									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

但し 30,159 円
上記の金額正に受領致しました

収 入
印 紙

右欄上欄等
消費税率等

5 年 7 月 7 日



有限会社 中原石油産業
高松市多肥上町3-8-3
TEL. 087 (889) 0610

収 入
印 紙

現 金 50,159 円
小 切 手 0 円

コード
No

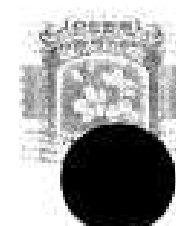
L N0 0019-18

領 収 証

橋本浩之 様

金額 (消費税等含む)									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

但し 30,159 円
上記の金額正に受領致しました



右欄上欄等
消費税率等

5 年 8 月 7 日



有限会社 中原石油産業
高松市多肥上町3-8-3
TEL. 087 (889) 0610

収 入
印 紙

現 金 50,159 円
小 切 手 0 円

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (4)	領収書総額	114,937 円
使途内容	8.9月分ガソリン代	按分率	1/2
		政務活動費 支出額	57,468 円
備考			

(節)

コード
No

L No 0063-05

領 収 証

橋本浩之様

金額
(消費税等含む)

1	1	4	9	3	7	円
---	---	---	---	---	---	---

但し

上記の金額正に受領致しました

右欄上欄等

領書等

現金

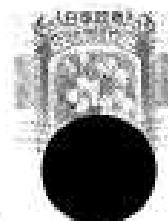
小切手



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町3-8-1

TEL. 087 (889) 0361



※白濁の紙は領収書
として有効です

コード
No

L No 0065-07

領 収 証

橋本浩之様

金額
(消費税等含む)

1	1	4	9	3	7	円
---	---	---	---	---	---	---

但し

上記の金額正に受領致しました

右欄上欄等

領書等

現金

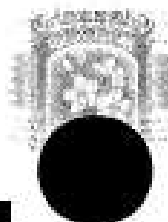
小切手



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町3-8-1

TEL. 087 (889) 0361



※白濁の紙は領収書
として有効です

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1 - (4)	領収書総額	91,344 円
使途内容	10.11月分 ガソリン代	按分率	1/2
		政務活動費 支出額	24,734 円
備考	45,672円のうち24,734円計上		

(領収書等貼付欄)

コード
No

□ N0 0070-15

領 収 証

橋本浩之 様

金額

(消費税別)

45,795

但し 10/31迄

上記の金額正に受領致しました

消費税 45,795

消費税 45,795

消費税 45,795

小計 45,795



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町38-3

TEL. 087 (889) 0610

(78470000005083)

収 入

印 紙



社印及び印紙を
添付し提出して下さい

コード
No

□ N0 0067-14

領 収 証

橋本浩之 様

金額

(消費税別)

45,549

但し 11/30迄

上記の金額正に受領致しました

消費税 45,549 (税込)

消費税 45,549

消費税 45,549

小計 45,549



有限会社 中原石油産業

高松市多肥上町38-3

TEL. 087 (889) 0610

78470002005083

収 入

印 紙



社印及び印紙を
添付し提出して下さい

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	乙 - 4	領収書総額	10,000 円
使途内容	第85回全国都市問題 会議 参加費	按 分 率	1/1
		政務活動費 支 出 額	10,000 円
備 考			
(領収書等貼付欄)			

会議参加費 領収書

橋本浩之 様

金 10,000円

但、「第85回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

令和5年10月12日

第85回全国都市問題会議実行委員会
会 長 熊 谷 雄 二

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	乙 - (5)	領収書総額	87,920	円
使途内容	第85回全国都市問題 会議主席のため	按 分 率	/	
		政務活動費 支 出 額	87,920	円
備 考				

1. 2014 年 12 月 31 日

株式会社 JTB **JTB**

登錄證號 T 5010791012863

領收証

通 番	T007-037821
領収証番号	02111075698-03-74
発 行 日	2002年10月 3日

橋本 浩之 様

下記の表欄正に誤収いたしました

YB 7, D 30

但し 10月11日「民衆車庫-駅立役代金として」

ご入金内訳（今回のご入金額）

[illegible]

高松支店	香川県高松市錦治屋町
〒760-0038	1-6 JTBビル

TEL: 087-822-0077

出納員 佐々木

觀 衆 者

國	體	說	明	書	的
代	比	文	本	品	目
說	明	書	本	品	目

附錄(四) 圖書類目(國家編目 2-2-1.1)

領収書番号、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 - 5	領収書総額	3,000 円
使途内容	12/1 ~ 12/3 駐車料金	按 分 率	1/1
		政務活動費 支 出 額	3,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

高松空港駐車場

橋本 浩之

登録番号 T5470001016522

令和 4 又 改正

精算機 405 A 精算No.000062
発券機 402 発券No.087438
入庫時刻 2023年10月11日(水) 10:54
精算時刻 2023年10月13日(金) 16:57
駐車時間 2日 6:03
駐車料金 A料金 3,000円

=====

合 計 3,000円

(内税10%対象額 3,000円)

現金領収額 3,000円

お預り 5,000円

お釣り 2,000円

合計は消費税率10%対象です。
またのご利用をお待ちしております。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2 - (6)	領収書総額	19,600	円
使途内容	第85回全国都市問題 会議宿泊代	按 分 率	/	
		政務活動費 支 出 額	17,600	円
備 考	19,600のうち朝食料金2,000円を除く			



領收証 RECEIPT

登録番号 TBO10TQ1D12B53

No. 2023-2232-00018

舉行日 2023年12月20日

樣本品之一種

下記の各順正に帰収いたしました。

¥19,600+

陳武學計11日

同棲愛犬車日本常備車 東北標準車

仙游市西潭区一都街3-7-23

總店：廣州長堤大新公司一樓電話：260-8520

2023年10月12日～2023年10月13日

但し、第8回全国都市健康会議（昭和代として10/11・12日、府分）

1994-1995-1996-1997-1998-1999-2000-2001-2002-2003-2004-2005-2006-2007-2008-2009-2010-2011-2012-2013-2014-2015-2016-2017-2018-2019-2020-2021-2022-2023-2024-2025-2026-2027-2028-2029-2030-2031-2032-2033-2034-2035-2036-2037-2038-2039-2040-2041-2042-2043-2044-2045-2046-2047-2048-2049-2050-2051-2052-2053-2054-2055-2056-2057-2058-2059-2060-2061-2062-2063-2064-2065-2066-2067-2068-2069-2070-2071-2072-2073-2074-2075-2076-2077-2078-2079-2080-2081-2082-2083-2084-2085-2086-2087-2088-2089-2090-2091-2092-2093-2094-2095-2096-2097-2098-2099-2100-2101-2102-2103-2104-2105-2106-2107-2108-2109-2110-2111-2112-2113-2114-2115-2116-2117-2118-2119-2120-2121-2122-2123-2124-2125-2126-2127-2128-2129-2130-2131-2132-2133-2134-2135-2136-2137-2138-2139-2140-2141-2142-2143-2144-2145-2146-2147-2148-2149-2150-2151-2152-2153-2154-2155-2156-2157-2158-2159-2160-2161-2162-2163-2164-2165-2166-2167-2168-2169-2170-2171-2172-2173-2174-2175-2176-2177-2178-2179-2180-2181-2182-2183-2184-2185-2186-2187-2188-2189-2190-2191-2192-2193-2194-2195-2196-2197-2198-2199-2200-2201-2202-2203-2204-2205-2206-2207-2208-2209-2210-2211-2212-2213-2214-2215-2216-2217-2218-2219-2220-2221-2222-2223-2224-2225-2226-2227-2228-2229-2230-2231-2232-2233-2234-2235-2236-2237-2238-2239-2240-2241-2242-2243-2244-2245-2246-2247-2248-2249-2250-2251-2252-2253-2254-2255-2256-2257-2258-2259-2260-2261-2262-2263-2264-2265-2266-2267-2268-2269-2270-2271-2272-2273-2274-2275-2276-2277-2278-2279-2280-2281-2282-2283-2284-2285-2286-2287-2288-2289-2290-2291-2292-2293-2294-2295-2296-2297-2298-2299-2300-2301-2302-2303-2304-2305-2306-2307-2308-2309-2310-2311-2312-2313-2314-2315-2316-2317-2318-2319-2320-2321-2322-2323-2324-2325-2326-2327-2328-2329-2330-2331-2332-2333-2334-2335-2336-2337-2338-2339-2340-2341-2342-2343-2344-2345-2346-2347-2348-2349-2350-2351-2352-2353-2354-2355-2356-2357-2358-2359-2360-2361-2362-2363-2364-2365-2366-2367-2368-2369-2370-2371-2372-2373-2374-2375-2376-2377-2378-2379-2380-2381-2382-2383-2384-2385-2386-2387-2388-2389-2390-2391-2392-2393-2394-2395-2396-2397-2398-2399-2400-2401-2402-2403-2404-2405-2406-2407-2408-2409-2410-2411-2412-2413-2414-2415-2416-2417-2418-2419-2420-2421-2422-2423-2424-2425-2426-2427-2428-2429-2430-2431-2432-2433-2434-2435-2436-2437-2438-2439-2440-2441-2442-2443-2444-2445-2446-2447-2448-2449-2450-2451-2452-2453-2454-2455-2456-2457-2458-2459-2460-2461-2462-2463-2464-2465-2466-2467-2468-2469-2470-2471-2472-2473-2474-2475-2476-2477-2478-2479-2480-2481-2482-2483-2484-2485-2486-2487-2488-2489-2490-2491-2492-2493-2494-2495-2496-2497-2498-2499-2500-2501-2502-2503-2504-2505-2506-2507-2508-2509-2510-2511-2512-2513-2514-2515-2516-2517-2518-2519-2520-2521-2522-2523-2524-2525-2526-2527-2528-2529-2530-2531-2532-2533-2534-2535-2536-2537-2538-2539-2540-2541-2542-2543-2544-2545-2546-2547-2548-2549-2550-2551-2552-2553-2554-2555-2556-2557-2558-2559-2560-2561-2562-2563-2564-2565-2566-2567-2568-2569-2570-2571-2572-2573-2574-2575-2576-2577-2578-2579-2580-2581-2582-2583-2584-2585-2586-2587-2588-2589-2590-2591-2592-2593-2594-2595-2596-2597-2598-2599-2600-2601-2602-2603-2604-2605-2606-2607-2608-2609-2610-2611-2612-2613-2614-2615-2616-2617-2618-2619-2620-2621-2622-2623-2624-2625-2626-2627-2628-2629-2630-2631-2632-2633-2634-2635-2636-2637-2638-2639-2640-2641-2642-2643-2644-2645-2646-2647-2648-2649-2650-2651-2652-2653-2654-2655-2656-2657-2658-2659-2660-2661-2662-2663-2664-2665-2666-2667-2668-2669-2670-2671-2672-2673-2674-2675-2676-2677-2678-2679-2680-2681-2682-2683-2684-2685-2686-2687-2688-2689-2690-2691-2692-2693-2694-2695-2696-2697-2698-2699-2700-2701-2702-2703-2704-2705-2706-2707-2708-2709-2710-2711-2712-2713-2714-2715-2716-2717-2718-2719-2720-2721-2722-2723-2724-2725-2726-2727-2728-2729-2730-2731-2732-2733-2734-2735-2736-2737-2738-2739-2740-2741-2742-2743-2744-2745-2746-2747-2748-2749-2750-2751-2752-2753-2754-2755-2756-2757-2758-2759-2760-2761-2762-2763-2764-2765-2766-2767-2768-2769-2770-2771-2772-2773-2774-2775-2776-2777-2778-2779-2780-2781-2782-2783-2784-2785-2786-2787-2788-2789-2790-2791-2792-2793-2794-2795-2796-2797-2798-2799-2800-2801-2802-2803-2804-2805-2806-2807-2808-2809-2810-2811-2812

品名	数量	利用数	金額	備考	消費税
12713 増設機として	w19,800	1	w19,800		1%
合計			w19,800		
代金計			(税込) w19,800 w19,600	5%消費税	w1,181 w1,181
(10%対象)			w19,600		

9月28日、銀行爆落にて大急

Figure 1

附 錄

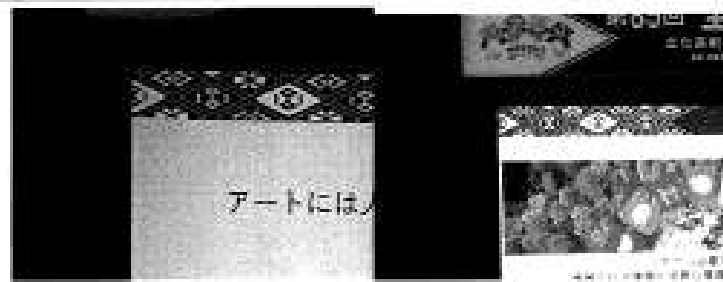
複製・転写、翻印等の権利は、本館に帰属します。また、本館の著作権は、複製・転写、翻印等の権利を有するものと見做されます。

1992年10月1日—1993年10月1日

政務調査活動記録票

氏 名 橋 本 浩 之

年 月 日	令和5年10月12日～13日
場 所	〒031-0075 青森県八戸市内丸1丁目1-1 八戸市公会堂・公会堂文化ホール
相 手 方	全国市長会 公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所
目的・内容・結果等	目的：第85回全国都市問題会議に出席するため 内容：文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展について研究する為、発表を聴講する  基調講演として、東京藝術大学学長でアーティストでもある、日比野克彦先生の「アートの役割って何だろう？」を聴講させて頂きました。 自然災害や事故など予期せぬことが自身に起こった時に、時間を巻き戻す、時間を止めることが出来ないかと、将来のことが全く考えられなくなることがあります。そんな時に、「想像力を備えているアート」と出会えると、自分ではどうにもならない瞬間瞬間を自分でにじませながら生きていけることができるような気がする。アートは「人が生きていく力」ととらえる事ができるのではないか？と、提案されました。



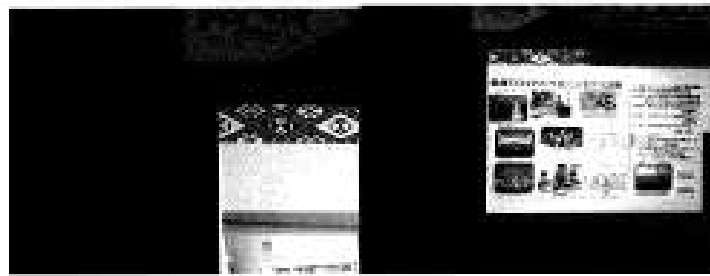
二つ目の捉え方として、アートとは、「多様性ある社会を築く基盤」「他者との違いがその人の個性になるというアートの価値観」は、多様な価値観の存在を認識できるフィールドになる気がする。多様性ある社会を目指すことをはじめ、地球規模の環境問題、エネルギー、教育、差別、貧困、平和など、これらの社会的課題に対して人が取り組んでいく時に、その行為を継続的に持続的に続けていくには、1人1人の気持ち動くか、心が動くかが大切になってくると思う。つまりアートは、「社会的な課題に対して持続的に取り組み続けていくには大切なものである」

大きな方が世界を動かすのではなく、1人1人の小さいけれども、確実にある、少しずつ異なった多様な想いが、時代を変化させていくような気がします。



主報告：熊谷雄一八戸市長による、
「八戸市の文化・スポーツによるまちづくり」

八戸市は、太平洋を臨む北東北東岸に位置し、面積は約 305 km²、人口約 22 万人の中核市で、1929 年の市施行以来、全国有数の水産都市として、また、東北有数の工業都市、国際物流拠点都市として着実な発展を遂げてきた。B-1 グランプリを獲得した「八戸せんべい汁」、中心市街地の昭和の風情漂う夜の「8つの横丁」などは、八戸市が誇る地域資源だという。
文化・スポーツによるまちづくりの背景と取り組みを学ぶ。

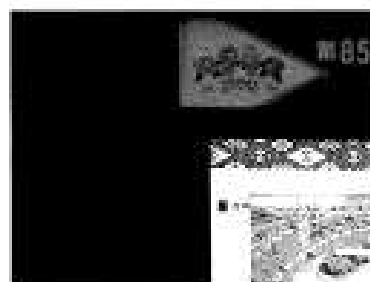


はっちとマチニワが面する中心街のメインストリートである国道 340 号線においても、ストリートウォークで人中心にする検討をしていて、建物とストリートが連動するオープンな街路空間づくりを進めたいと考えている。

効率や成長を重視することから、成熟社会への価値観の転換を前提としたまちづくりのあり方の一つとして、互いの顔や活動が見える空間づくりにより、コミュニティ感覚を醸成し、そこで誘発される交流からよりよい社会をつくるイノベーションが生まれるきっかけとなれば良いと考えた。また、そのことは、社交、スポーツを含めた文化の享受、リラックスなど、都市に元々備わっていた多様な価値を取り戻すことでもある。文化とスポーツは、元来、内に閉じるのではなく、他者と交わり外へと開いていく性質を持つのであり、そのようなまちづくりにピッタリではないだろうか。



一般報告：長野県東御市長 花岡利夫さんによる、「標高差 1,500m の地勢を活かしたスポーツ・ツーリズムの創出」



文化芸術・スポーツが生み出す都市の魅力と発展に向け、振興

施策の方向性を示すための「東御市スポーツ推進計画」と「東御市文化芸術推進計画」をそれぞれ策定した。

○欠点を個性に、標高差を活かせるものが「高地トレーニング」。この高地トレーニングエリアを中心とした「スポーツが生み出す都市の魅力と発展」に向けた取り組み。すでにある地域資源から自らの手で新しい価値を生み出したこと、そして多様なステークホルダーが参画・連携し、共創によって新しい公共スポーツ施設が建設されたことに大きな意義がある。スポーツ施設はすべて公費で設置・運営するのが当たり前という考え方ではなく、施設の設置によって利益を得る者（ステークホルダー）等と相互に協力し合うという意識改革、ステークホルダーが建設にあたっても、運営に対しても店分の負担をし、地域とともに支えるという新しい形の地域づくりスタイルこそが“地方創生”なのかも。

一般報告:株式会社鹿島アントラーズ FC 取締役副社長鈴木秀樹氏による「まちづくりにおけるプロスポーツクラブの有効活用」



鹿島アントラーズと地域との深いつながり、つまりクラブの成り立ちと、地域との繋がりについて、説明がありました。自治体が出資団体として参画、ホームタウン5市の行政職員が一人ずつ1年交代でクラブに出向している。コロナ禍で大打撃を受けたアントラーズは、ふるさと納税型のクラウドファンディングを選択し、寄付を募った。



アントラーズ支援のふるさと納税が議会で承認され、実施に至ったのは、クラブが単なる民間企業ではなく公共性の高い存在であり、地域に役立つ重要な「資源」とであると認められている

	からこそである。 そして、次のフェーズに踏み込み、地域の社会課題の解決を使命と捉え、高度な医療、教育機関が乏しいので、「アントラーズスポーツクリニック」を設立し、アントラーズのチームドクターと理学療法士が整形外科医療、リハビリの高度なノウハウを地域に還元する形を整えた。又、パートナー企業の子会社を教育委員会に紹介しプログラミング教室が始まった。プロスポーツクラブのアントラーズがハブとなってパートナー企業などを自治体につなぎ、社会課題の解決に取り組む形が整った。 結果：いまや、どんな小さなクラブでもデジタル技術を駆使した分析や CRM(カスタマーリレーションシップマネジメント)を進めているので、本市も、地元クラブが集積しているデータを有効に活用すべきであり、より多様なデータ収集をクラブの力を借りて進めることが、社会課題の解決につながるのではないかと考えます。それが、まちづくりの推進にもつながると思います。
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	7 - (3)	領収書総額	179,970 円
使途内容	資料作成のため パソコン	按分率	48/48
		政務活動費 支出額	179,970 円
備考			

(領収書等貼付欄)

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2023年 5月 2日(火)

14時25分

【ご連絡先】

【お名前】

11511 0021

橋本 浩之

(3097000182985)

会員番号 0170013525712

＜明細＞

1 13型Pro9 i5/8/25 ・ 東店
マイクロソフト
4549578197517 0E2-00028 10%
1点 ¥158,180

2 ProX・B・9Siqキーボード ・ 東店
マイクロソフト
4549575199771 8XA-00115 10%
1点 ¥19,790
クーポン値引1000円

3 USB-C - USB3.0A ・ 東店
マイクロソフト
4549578097008 JTY-00006 10%
1点 ¥2,000
クーポン値引500円

3点/合計 ¥179,970
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥179,970
(内消費税額 ¥18,360)

[0173097-017000701-2310011858629]

領収証

2023年 5月 2日(火)

14時25分

橋本 浩之 様

金額 ¥179,970

税率別内訳 / (内消費税等 ¥18,360)

課税対象額 10% ¥179,970

(内消費税額 ¥18,360)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金 ¥179,970

(内消費税等 ¥18,360)

現金お預かり ¥180,000

お釣り ¥30

株式会社ビッグ・エス
香川県高松市多肥上町1210番
地

印紙税申告納

付につき高松

税務署承認済

登録番号:T9470001003475

ケーズデンキ高松本店

電話番号 087-888-7711

販売担当番号000701

店コード 2200001730977

売上伝票番号 2310011858629

オンライン出張修理受付

↓大型家電の出張修理の申し込みはこちらから↓



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	4月分貸借料	按分率	1/2
		政務活動費 支出額	20,000 円
備考			

(領収書等貼付欄)

08447

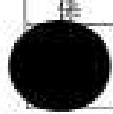
領 収 証		印 紙																
橋本浩二 様																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>元</td><td>角</td><td>分</td><td>厘</td><td>銭</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>			千	百	十	元	角	分	厘	銭			4	0	0	0	0	0
千	百	十	元	角	分	厘	銭											
		4	0	0	0	0	0											
但家賃代 高松市多肥上町714-4 上記金額正に領収致しました 令和 5 年 4 月 3 日																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>千 円</td><td></td></tr> <tr> <td>小切手</td><td></td></tr> <tr> <td>現金</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr> <td>前 金</td><td></td></tr> </table>		千 円		小切手		現金	0	前 金		〒761-8075 高松市多肥下町68番 香川チーゼル株式会社 電 話 (087) 867-0010 FAX 868-3608								
千 円																		
小切手																		
現金	0																	
前 金																		
		1558-14 係																

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	5月分賃借料	按分率	1/2
		政務活動費 支出額	20,000 円
備考			

(領収書等貼付欄)

08470

領 収 証 橋本浩之 様 印 紙							
千	百	十	千	百	十	千	百
		4	0	0	0	0	0
但家賃代 高松市多肥上町714-4 上記金額正に領収致しました 令和 5 年 5 月 1 日 15584							
〒761-8075 高松市多肥下町586 香川イーゼル株式会社 電話 (087) 867-0010 FAX 868-3608 係 							
手形							
小切手							
現金	0						
相 当							

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	6月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08485

領 収 証							
橋本浩二 様						印 紙	
千	百	十	千	百	十	千	百
		4	0	0	0	0	0
但 家賃代 高松市多肥工町 714-4							
上記金額正に領収致しました							
令和 5 年 6 月 / 日							
〒761-8075 高松市多肥下町688-1558-14							
香川チーゼル株式会社							
電話 (087) 867-0010							
FAX 868-3608							
手 形							
小切手							
現 金		○					
領 収							

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	7月分賃借料	按分率	1/2
		政務活動費 支出額	20,000 円
備考			

(領収書等貼付欄)

08497

領 収 証							
橋本浩之 様						印 紙	
		¥	4	0	0	0	0
但 家賃代 高松市多肥上町714-4							
上記金額正に領収致しました							
令和 5 年 7 月 3 日							
〒761-8075 高松市多肥上町835							
香川イーゼル株式会社							
電話 (087) 867-6000							
FAX 868-3608							
手形							
小切手							
現金	○						
相殺							

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	8月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08500

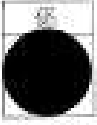
領 収 証																													
橋本浩之 様																													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>元</td> <td>角</td> <td>分</td> <td>厘</td> <td>銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												千	百	十	元	角	分	厘	銭			¥	4	0	0	0	0		
		千	百	十	元	角	分	厘	銭																				
		¥	4	0	0	0	0																						
但 家賃代 高松市多肥工内714-4																													
上記金額正に領収致しました																													
令和 5 年 8 月 1 日																													
〒761-8075 高松市多肥下町585-158-14																													
香川チーゼル株式会社																													
電話 (087) 867-0010																													
FAX 868-3608																													
千 円																													
小切手																													
現金	○																												
用 紙																													
<table border="1"> <tr> <td>印 紙</td> </tr> </table>										印 紙																			
印 紙																													

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	9月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08226

領 収 証		印 紙
橋本浩之 様		
金額	¥ 4 0 0 0 0	
但 家賃代 高松市多肥上町714-4 上記金額正に領収致しました 令和 5 年 9 月 1 日		
手 形	〒761-8075 高松市多肥上町685 香川チーゼル株式会社 電話 (087) 867-0010 FAX 868-3608	158844 
小切手	0	
現金	0	
振 込		

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	10月分賃借料	按分率	1/2
		政務活動費支出額	20,000 円
備考			

(領収書等貼付欄)

08240

領 収 証		印 紙								
橋本浩之 様										
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>					7	4	0	0	0	0
		7	4	0	0	0	0			
但 家賃代 高松市多肥上町714-4										
上記金額正に領収致しました										
令和 5 年 10 月 2 日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平 形</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td></td></tr> <tr><td>現金</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>相 取</td><td></td></tr> </table>	平 形		小切手		現金	○	相 取		〒761-8075 高松市多肥上町685 香川予一セラル株式会社 電 話 (087) 867-0010 FAX 868-3608	
平 形										
小切手										
現金	○									
相 取										

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	11月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08260

領 収 証					
橋本浩文 様					印 紙
千	百	十	元	角	分
7	4	0	0	0	0
但 家賃代 消費税(10%) 新潟市多肥工町74-4 上記金額正に領収致しました 令和 5 年 11 月 1 日 1558-14 〒761-8075 高松市多肥工町685					
香川チーゼル株式会社 電 話 (087) 867-0010 F A X 863-3608					
手 形					
小切手					
振 込	0				
前 金					

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	12月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08276

領 収 証		印 紙																				
橋本浩之 様																						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>千</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td> </tr> </table>			千	百	十	千	百	十	千	百	十	千			4	4	0	0	0	0		
千	百	十	千	百	十	千	百	十	千													
		4	4	0	0	0	0															
世 家 賃 代 消費税(10%) 高松市多肥上町74-4 上記金額正に領収致しました 令和 5 年 12 月 1 日																						
〒761-8075 高松市多肥上町74-4 香川イーゼル株式会社 電 話 (087) 857-0010 F A X 858-3608 登録番号 T6470001004550																						
手 形		係																				
小切手																						
現金	0																					
相 殺																						

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	1月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08290

領 収 証									
橋本 浩二 様								印 紙	
千	百	十	元	角	分	厘	微		
		4	0	0	0	0	0		
但 家賃代 高松市多肥上町714-4									
上記金額正に領収致しました									
平成 6 年 1 月 15 日									
主 形		〒761-8075 高松市多肥上町714-4 1558-14 香川チーゼル株式会社 電 話 (087) 8377000 F A X 8377003 登録番号 T647000T004350							
小切手									
現金 ☒									
振 込									
印 鑑		保							

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	2月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08606

領 収 証		印 紙																				
橋本 浩之 様																						
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>															4	0	0	0	0			
		4	0	0	0	0																
但 家賃 高松市多肥上町714-4 上記金額正に領収致しました 令和 6 年 2 月 1 日																						
〒761-8075 高松市多肥下町685 香川チーエス株式会社 電 話 (087) 857-0010 F A X 868-3608		1553-14 係																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>手 形</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td></td></tr> <tr><td>現 金</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>相 殺</td><td></td></tr> </table>	手 形		小切手		現 金	0	相 殺		登録番号 T6470001004550													
手 形																						
小切手																						
現 金	0																					
相 殺																						

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	10 - (1)	領収書総額	40,000 円
使途内容	3月分賃借料	按 分 率	1/2
		政務活動費 支 出 額	20,000 円
備 考			

(領収書等貼付欄)

08617

領 収 証		印 紙								
橋本 浩 三 様										
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 30px;"></td> <td style="width: 20px; height: 30px;"></td> <td style="width: 20px; height: 30px;">¥</td> <td style="width: 20px; height: 30px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 30px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 30px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 30px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 30px;">0</td> </tr> </table>					¥	4	0	0	0	0
		¥	4	0	0	0	0			
但 金 貨 代 高 松 市 多 肥 上 町 714-4										
上記金額正に領収致しました 令和 6 年 3 月 / 日										
手 形		1558-14 〒761-8075 高松市多肥下町58番 香川チーゼル株式会社 電 話 (087) 867-0010 FAX 868-3608 登録番号 T6470001004550								
小 切 手										
机 金	○									
相 殺										

政務活動費を計上する事務所に関する届出書

氏 名 橋本浩之

次のとおり政務活動費を計上する事務所を届けます。

名 称	橋本事務所
所在地	高松市多肥上町7-14番地4
電話番号	090-3780-3690
延床面積（㎡）	21.2㎡
兼用状況	☒ 後援会事務所 ☐ 政治団体事務所 ☐ その他 （ ）
按分率	1／2
事務所費を計上できる要件	この事務所は、次の事項に該当しません（全てにチェックした場合に事務所費の計上が可能です。）。 ☒ 生計を一にする者が所有するもの ☒ 自宅又は生計を一にする者が経営する会社・事業所と兼用するもの

備考 「按分率」の欄は、他の兼用状況を勘案し、事務所を政務活動に使用している割合を記載してください。

※契約期間は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までとする。